

震災対策編
第 2 章

災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、地震防災基本計画の基本的な考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、本市の地域性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取り組み

- 1 施設等に耐震性の確保、市土保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い都市基盤づくり

(1) 現状及び課題

市内には地震の発生する可能性の高い活断層の糸魚川―静岡構造線があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施については、効果的・効率的に行われるよう配慮する。

- b 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配

慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
 - d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
- a 施設の設置については、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発については、十分な連絡・調整を図る。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行い、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。
なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努めるものとする。
県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努めるものとする。
- b 住宅等をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
 - 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上を図るものとする。
 - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
 - 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - b 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策

を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(ロ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力向上を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

3 災害危険箇所の把握

(1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険溪流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所、で合計55箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

〔資料8〕 茅野市災害危険箇所総括表

〔資料9〕 県防災計画における災害危険箇所総括表

(2) 実施計画

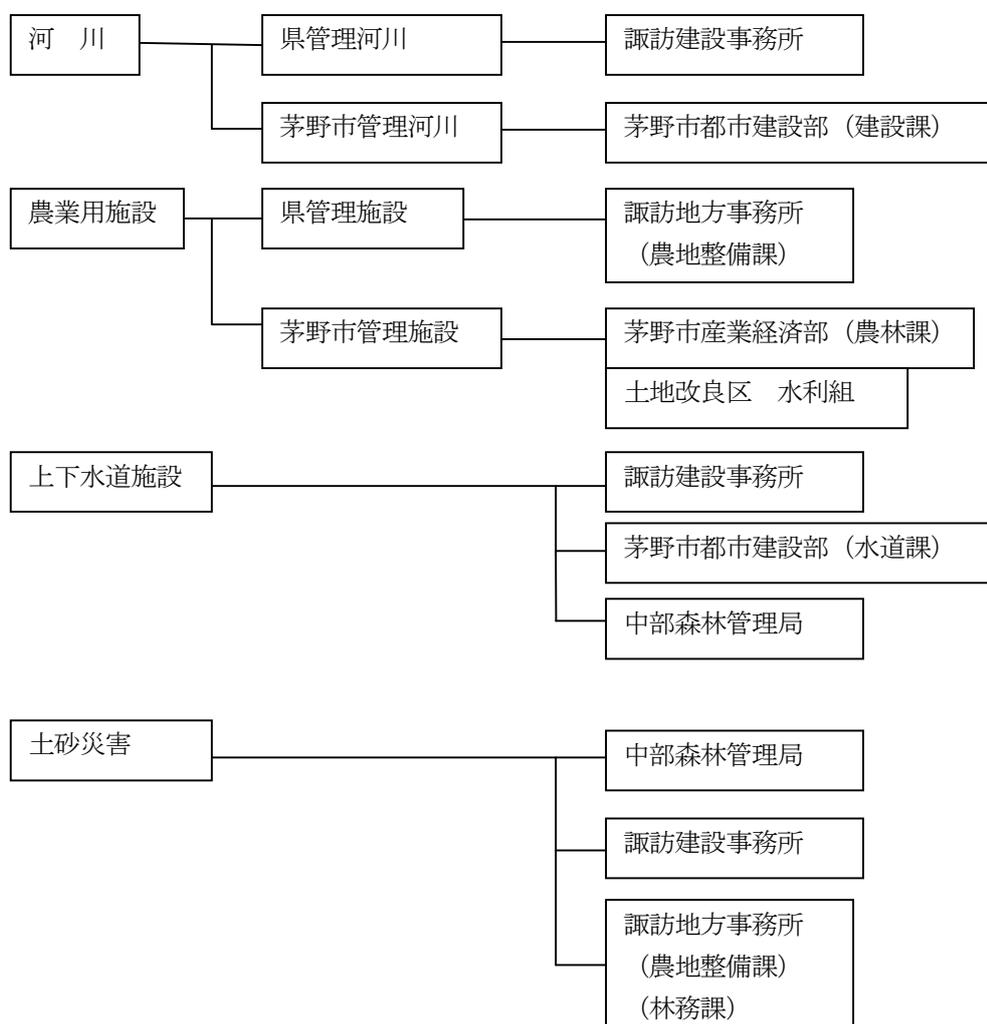
ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- (ア) 土砂災害警戒区域…………… 都市建設部・産業経済部
（うち土砂災害特別警戒区域）…………… （都市建設部・産業経済部）
- (イ) 地滑り危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部

- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (エ) 土石流危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (オ) 浸水想定区域 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (カ) 重要水防区域…………… 都市建設部
- (キ) 水防上重要な水門及びため池 …………… 消防署・産業経済部・都市建設部
- (ク) 道路橋梁など…………… 都市建設部
- (ケ) 危険物貯蔵所…………… 消防署

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3節 活動体制計画

第4節 広域相互応援計画

第5節 救助・救急・医療計画

第6節 消防・水防活動計画

第7節 要配慮者支援計画

第8節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊の加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、災害を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

道路、河川等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これからの確保体制を整備しておく必要がある。

2 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等と災害協定を締結し、応急対策に備える。

【資料50】災害時における応急対策協力に対する協定書（長野県建設業協会諏訪支部茅野分会）

- (イ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- (ウ) 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】（各部局）

- (ア) 倒木処理に係わる技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。（林務部）
- (イ) 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）
- (ウ) 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。（建設部）
- (エ) 建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。
- (オ) レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）
- (カ) 公共の広場、駐車場など排除物件の保有場所を確保する。（警察本部）
- (キ) 業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実に依頼する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

エ 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

- 第10節 避難収容活動計画
- 第11節 孤立防止対策
- 第12節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第13節 給水計画
- 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第15節 危険物施設等災害予防計画
- 第16節 電気施設災害予防計画
- 第17節 都市ガス施設災害予防計画
- 第18節 上水道施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・更新を図る。
- 5 管渠及びポンプ施設の排水系統の二重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

ア 市内の下水道普及率は96%を越え、当初に整備された管路施設で、老朽化基準の30年を超える古い管渠も、毎年増加をしてきている。

これらの管渠の布設替えも含め耐震構造化や点検等による危険箇所の早期発見、修理補強の必要がある。

イ 汚水処理施設(白樺湖浄化センター)においては、保有する薬品、燃料等による二次災害が発生しないよう十二分に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

(ア) 重要な管路施設及び汚水処理施設のうち、地盤が軟弱な地域に布設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

(イ) 新たに整備する下水道施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

(ウ) 管路施設の耐震対策

既存施設の全てに耐震対策を講ずることは困難であるが、ある程度の

被害を受けても下水排除について最小限の機能を確保することは必要である。次のような下水道幹線管渠を優先して地震対策を講ずるものとする。

- ・ 諏訪湖流域下水道の幹線に直結する公共下水道の幹線管渠
- ・ 河川、軌道等を横断する幹線管渠
- ・ 復旧が極めて困難と予想される幹線管渠
- ・ 各処理地区の硫化能力を確保するために必要な幹線管渠

以上の他、既存施設の点検を行い、整備事業当初の老朽化が著しいものについての補強、更新整備を図っていくものとする。

(エ) ポンプ施設、汚水処理施設の地震対策

ポンプ施設や処理場では震災時においても最低限の機能としての排水機能を確保する必要があるので、放流先の状況や地域の実情を十分に考慮した上での簡易処理や消毒処理についても検討しておくこととする。

また、停電や断水による二次的災害に対しても速やかな対応ができるよう適切な対策、工法等の採用により耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、水道課及び関係業者の手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (イ) 災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくこととする。
- (ウ) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制や民間業者との協力体制を確立しておくこととする。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となるこれらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】 (都市建設部)

発電機、ポンプ、止水栓、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整及び保管が義務づけられている。

下水道施設等が震災等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】 (都市建設部)

下水道施設台帳の適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳の電子化(データベース)を図り、確実かつ迅速なデータ検索等ができるようになるまで情報化を推進する。

5 管渠及び汚水処理施設のバックアップ機能の確保

(1) 現状及び課題

下水道は、市民の生活に欠くことのできないものとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災した場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】 (都市建設部)

必要に応じての管渠施設の多重系統化、分散化、さらに汚水処理施設の最低限の機能保持のため、その代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第21節 鉄道施設災害予防計画

第22節 災害広報計画

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第24節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第25節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性、安全性の向上を図る。

また、市内には多数の指定文化財が分布している中で、これら文化財の震災対策や防火対策など安全性の確保についても併せて推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて修繕、補強等耐震対策を講ずる。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。

これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、健康福祉部、教育委員会）

(ア) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

○ 市有（営）施設の耐震診断及び耐震改修の実施

・ 社会福祉施設及び市営住宅

昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

・ 公立学校

教育委員会が所管する昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

- (イ) 防火管理者の設置
学校、病院等で消防法第8条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。
- (ウ) 応急対策実施責任者（施設の管理者）は、施設毎に応急対策に関する実施事項を定めておく。
 - a 実施者及び実施の組織
 - b 対策実施の方法
 - c 災害防止上、特に重点を置くべき箇所
 - d 応急措置用資材・機材等の整備点検
 - e その他、施設条件に伴う必要な事項
- (エ) 緊急地震速報の活用
市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）
庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震新改修等を行う。
また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うものとする。
- (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導（建設部）
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
- (ウ) 防火管理者の設置（全機関）
学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。
- (エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置
県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱に」に基づき建築する。
- (オ) 緊急地震速報の活用
県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期手に訓練を実施するよう努める。
(県有施設管理部局)

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年度以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等の恐れがあるので住宅の耐震診断、耐震改修を実施するなど、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築士会等の協力を得て、「耐震自己診断表」の作成をし、市民に自己診断の資料など配布するとともに、知識普及に努める。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修促進事業による助成

(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

- b 住宅金融公庫のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。
- (ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
- (エ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、安全性の確保と建築物の適正な維持管理に務める。
- (イ) 「わが家の耐震診断表」を作成し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。
- (イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。
- (ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

ウ 【市民が実施する計画】

外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

4 文化財の災害対策

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は茅野市文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防災対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

〔資料 7.7〕茅野市の文化財一覧表

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 災害危険箇所の把握、改修に努め、震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として道路管理者は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、次の予防策を進める。
 - ・ 道路改良
 - ・ 道路法面保護
 - ・ 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることか

ら、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立化を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防計画

林道は山間部等の幹線道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。

（建設部）

(イ) 橋梁の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。

（建設部）

(ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。

（警察本部）

(エ) 道の駅を道路ネットワーク上の防災拠点として整備を進める。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（地方整備局）

(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。（地方整備局）

(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）

(エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道及・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計されている。

日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。（中日本高速道路㈱）

(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（中日本高速道路㈱）

(カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路株)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生し道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者の単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部)

- (ア) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (イ) 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に関する協定書(長野県建設業協会諏訪支部茅野分会)

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、市との協定等に協力する。
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体と協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

本市は広範囲にわたりしかも急峻な地形ため、中小河川が多く、地震発生に伴い河川施設等の亀裂・沈下等の破損、または破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

〔資料 78〕河川の状況

第2 主な取り組み

- 1 河川、堤防等の安全点検を行い、安全性の不十分なものは、安全性の向上を図るため河川改修の促進を図る。
- 2 市防災会議をはじめ、関係管理者と協力体制を強化する。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。諏訪地方には洪水時にいったん破堤すれば、背後地に甚大な被害を及ぼす諏訪湖があるため堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図り、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

未改修河川については、市の実施計画により河川管理施設の改修整備を促進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

河川施設等の災害に対応するためには、情報の収集等その管理者及び関係団体との協力体制が重要である。このため、関係機関との情報交換に努めるほか相互に協力し、災害防止体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（企画総務部）

気象情報、災害情報の伝達・収集のため通信体制と伝達システムを整備する。

第28節 ため池災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第29節 農林水産災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで地震による被害を軽減するため、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針により予防技術対策を、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、良好な森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農林水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、予防技術の周知が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部）

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

イ 【県が実施する計画】（農政部）

- (イ) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。

(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 県、市等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全を確保する。

エ 【市民が実施する計画】

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木倒壊防止のため、適正な森林造成を図るよう森林整備を実施している。林産物生産、流通、加工施設の設置にあたっては、機械、施設等を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部）

(ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって安全パトロールを実施する。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。

（中部森林管理局）

- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施行を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 市森林整備計画に基づく、森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い市づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保をするための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても市が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 10 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状と課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。そのため、「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状と課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。（建設部）
- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）
- (イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。（中日本高速道路株）

エ 【自主防災組織・市民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

- (ア) 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制

4 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険区域の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。(商工労働部)
- (カ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

5 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行規則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約され特に消火活動に支障を来すことが予想される。このため、各消防機関は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- (イ) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

(ウ) 防火水槽の積雪対応型への切り替えを推進する。

7 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても市民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的に消融雪施設等の整備

イ 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- (イ) 避難誘導のための標識は、市民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

8 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- (イ) 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- (ウ) 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住民の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

9 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

スキー場を有する本市にあつては、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるように努める。

イ 【スキー場が実施する計画】

スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。スキー関係者はスキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画 を定めるように努める。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係わる二次災害防止対策

- (1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

- (2) 実施計画

[建築物関係]

- ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を、下記のとおり整備する。

- (イ) 応急危険度判定士の派遣要請のための手順の確立

- (イ) 応急危険度判定士の活動のための指揮命令系統の整備
- (ウ) 迅速な応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士に対して案内及び説明を行える体制の整備

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。
 - (イ) 建築士等を対象にした被災宅地応急危険度判定士の養成・登録を行う。
- [道路・橋梁関係]

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 落石等の点検、盛土点検、橋梁点検等に基づき、重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁 から耐震性の強化を順次整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）
- (イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘導等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- (カ) 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上

- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

「火薬関係」

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣市民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

「高圧ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

高圧ガス製造事業者等が、構ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣市民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

「液化石油ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を

徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

- (イ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものとする。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

「毒物劇物関係」

ア 【県が実施する計画】（衛生部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部、企画総務部）

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害危険箇所の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。

第40節 観光地の災害予防計画

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照